

長 建 協 発 第 3 3 5 号
平成 2 7 年 1 0 月 1 9 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

公共事業労務費調査における有効回答の向上対策及び留意点について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

公共事業労務費調査では、建設労働者の賃金を確認するため、労働基準法で調整が義務づけられている賃金台帳や就業規則等を必要な資料として参照しております。

一方、近年の労務費調査においてはかなりの調査データが棄却されており、その理由は、賃金台帳や就業規則等が適正に作成されておらず、調査表に記入していただいた内容が確認できないためとなっております。（例えば、就業規則に記載された労働時間が、法定労働時間（週 4 0 時間以内）を越えている等）

つきましては、収集したデータの棄却を防ぐため、全建を通じ国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課より別添のとおり周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、「公共事業労務費調査の手引き」については、下記の全建ホームページ内へ掲載されておりますことを申し添えます。

☆全建ホームページ内「公共事業労務費調査の手引き」

<http://www.zenken-net.or.jp/wp-content/uploads/001102196.pdf>